

京都市告示第527号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成27年12月24日

京都市長 門川大作

道路の種類 府道
供用開始の期日 平成28年1月14日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
京都八幡木津 自転車道線	西京区嵐山上河原町1番地の8地先か ら 同町15番地地先まで	メートル 171.50	メートル 3.22 ~ 6.55

(建設局土木管理部道路明示課)